

日本農業新聞

2012年(平成24年)

7 | 21

土曜日

節税への近道

③

特約的経営のために

民法における相続法と、税法における相続税法は、相互に補い合うような仕組みになっている。この二つの法律で出てくる「相続人」という言葉については、その意味が微妙に違っているため注意してもらいたい。

民法では、相続人の範囲を、被相続人からみた次の人と定められている。

配偶者＝死亡した人の夫または妻。いわは特別扱いで、「常に」相続人になる。

配偶者以外の方は、次のように相続人となる順序が定められている。

〈第1順位〉子ども＝子どもが先に死亡している場合には、子どもの子ともである孫(直系卑属)が相続人になる。また養子も相続人になる。

〈第2順位〉親＝被相続人に子がいないう場合、親が相続人に

法定相続分(民法887条・889条)

順位	相続人	相続割合	代襲相続
第1順位	配偶者と子ども	配偶者 1/2 子ども 1/2	孫、ひ孫、やしゃこ
第2順位	配偶者と直系尊属	配偶者 2/3 直系尊属 1/3	できない
第3順位	配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4	おいとめいまで

民法と税法の違い注意

相続人

なる。その親も死亡している場合は、親の親である祖父母(直系尊属)が相続人になる。

〈第3順位〉兄弟姉妹＝被相続人に子、親が共にいらない場合には、兄弟姉妹が相続人になる。さらに兄弟姉妹が先に死亡している場合には、その兄弟姉妹の子が相続人になる。

民法と税法における「相続人」の違いで気をつけなければならぬのは、「放棄」があった場合の取り扱いである。民法では、相続の放棄をした者は「相続人」にはならない。当然のことながら財産は取得できず、その財産が子に代襲相続することはない。対して、税法では、放棄があった場合でも「相続人」とされる者は変わらない。あくまでも、放棄した者も含めた相続人の数を税額の計算で利用する。

なぜ、このような規定となっているのかといえば、相続税額を算出するに当たっては、まず全相続財産を法定相続分で相続したものと「みなして」配分し、税額を計算するためだ。このような仕組みにすることで、放棄などの要因によって、全体の相続税額を意図的に操作できる余地をなくしている。

ちなみに、民法に定める法定相続分は、相続人の中で遺産分割の合意ができなかった時の遺産の取り分であり、実際の分割はこれに縛られる必要はない。

(ワンドマーク税理士法人代表・清田幸弘)